

兵庫県公報

平成28年8月30日 火曜日 第2828号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の新調（文書課）	1
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 国土調査の成果の認証（同）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	14
○ 大規模小売店舗に対する住民の意見の概要（同）	15
○ 落札者等の公示（管理課）	16
正 誤	
○ 平成28年6月17日付け兵庫県公報第2807号中	16

告 示

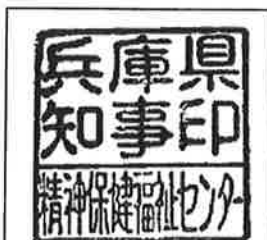
兵庫県告示第767号

次に掲げる公印を新調し、平成28年4月1日からその使用を開始した。

平成28年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県知事印（精神保健
福祉センター）

丹波市（柏原町下小倉の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町下小倉の一部
- (5) 認証年月日
平成28年8月15日



兵庫県告示第774号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年6月28日から同年10月25日まで
- (3) 作業地域
美方郡香美町香住区上計地内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年6月29日から同年10月26日まで
- (3) 作業地域
美方郡香美町小代区平野地内
- 3 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年7月8日から同年11月4日まで
- (3) 作業地域
美方郡新温泉町熊谷地内



兵庫県告示第775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本山町北畑 (101010115)	神戸市東灘区本山町北畑（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、これらの図面を兵庫県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土山町 (101020142)	神戸市灘区土山町 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤松町 (101020143)	神戸市灘区赤松町 2 丁目 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図 1 及び別図 2 は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第777号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                | 指 定 の 区 域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------|----------------------------|---------------------|
| 天王町<br>(101030070) | 神戸市兵庫区天王町 1 丁目 (別図 1 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図 1 は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第778号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏尾台 (101070600)	神戸市北区柏尾台 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田町小部 (101070601)	神戸市北区山田町小部 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑町 1 丁目 (101070602)	神戸市北区緑町 1 丁目 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊
大原 (201070228)	神戸市北区大原 1 丁目 (別図 4 のとおり)	土石流

(別図 1 から別図 4 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第779号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| 菅之池<br>(101050231) | 神戸市須磨区妙法寺 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第780号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                    | 指 定 の 区 域               | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|-------------------------|---------------------|
| 塩屋梅木谷<br>(101060169)   | 神戸市垂水区塩屋町 (別図1のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |
| 猿倉<br>(101060170)      | 神戸市垂水区名谷町 (別図2のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |
| 名谷中山<br>(101060171)    | 神戸市垂水区名谷町 (別図3のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |
| 清水が丘<br>(101060172)    | 神戸市垂水区清水が丘1丁目 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 下畑町<br>(101060173)     | 神戸市垂水区下畑町 (別図5のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |
| 旭が丘3丁目<br>(101060174)  | 神戸市垂水区旭が丘3丁目 (別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 旭が丘1丁目<br>(101060175)  | 神戸市垂水区旭が丘1丁目 (別図7のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 東垂水<br>(101060176)     | 神戸市垂水区東垂水町 (別図8のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             |
| 千鳥が丘3丁目<br>(101060177) | 神戸市垂水区千鳥が丘3丁目 (別図9のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1から別図9までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**兵庫県告示第781号**

平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所および神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坂口Ⅱ (101060135) の項中別図107を改める。

**兵庫県告示第782号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称                  | 指 定 の 区 域             | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 上千町Ⅰ<br>(128020222)  | 宍粟市一宮町千町<br>(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 下千町AⅡ<br>(128020223) | 宍粟市一宮町千町<br>(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 千町AⅡ<br>(128020224)  | 宍粟市一宮町千町<br>(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 千町BⅡ<br>(128020225)  | 宍粟市一宮町千町<br>(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 上千町BⅡ<br>(128020226) | 宍粟市一宮町千町<br>(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 下千町BⅡ<br>(128020227) | 宍粟市一宮町千町<br>(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 下千町川Ⅰ<br>(228020113) | 宍粟市一宮町千町<br>(別図7のとおり) | 土石流                 | 別図7のとおり                       |
| 上千町川Ⅱ<br>(228020114) | 宍粟市一宮町千町<br>(別図8のとおり) | 土石流                 | 別図8のとおり                       |

(別図1から別図8までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限        | 使用者の住所 | 交付県民局 | 紛失年月     |
|----|---------|-------------|--------|-------|----------|
| 農業 | A291188 | 平成29年 8月17日 | 南あわじ市  | 淡路県民局 | 平成27年12月 |

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。